

沖縄の情報通信産業振興税制(1/2)

概要

沖縄振興特別措置法に基づき、「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」に立地する情報通信関連企業は、税制優遇措置を受けることができます。

沖縄のIT環境

➤ バックアップセンターとしての特性あり

本土、アジアの主要都市に近く、地域IXの利用が可能。また、本土の電力系統から独立した電源系統と高い電力供給予備率を有し、広域災害を視野に入れた場合、本土の主要都市と同時被災の可能性は極めて低い。

➤ IT系企業の進出 県外からの誘致企業数:41社(H13年度)→301社(H25年度)、雇用者数:4,186人(H13年度)→24,869人(H25年度)

➤ IT系人材育成のための研修制度(研修施設も整備)



目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

沖縄の情報通信産業振興税制(2/2)

情報通信産業振興地域・特区

①所得控除制度(40%控除) <特区:①、②は選択制、地域:②、③のみ>

- 【条件】(1)特区内に本店又は主たる事務所を有する企業
 (2)H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業
 (3)特区内で専ら特定事業を営むこと
 (4)常時使用従業員が5人以上であること
 (5)特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれが多い数であること
 ※県知事が対象法人を認定

②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)

※特区内の投資が対象。
 限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品: 100万円超

(建物等は1,000万円超)

③その他、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。

※対象事業

情報通信産業特別地区	情報通信産業振興地域
所得控除	投資税額控除
データセンタ、インターネット・イクスチェンジ、インターネット・サービス・プロバイダ、バックアップセンタ、セキュリティデータセンタ、情報通信機器相互接続検証事業 (以上、特定情報通信事業という。)	情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンタ、クラウド(インターネット付随サービス業)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO) (左記の特定情報通信事業を含む。)



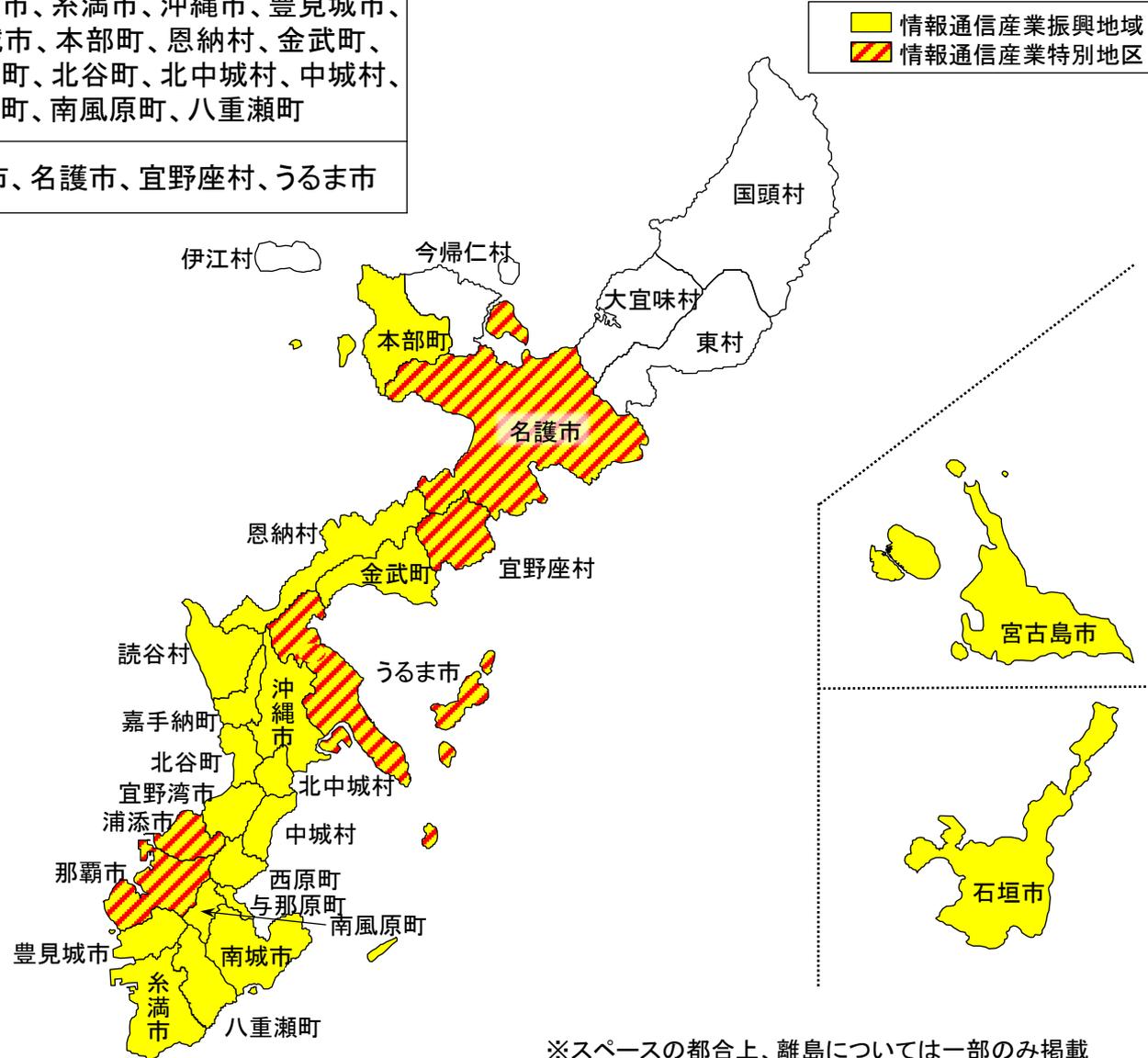
制度に関する連絡先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
 沖縄総合通信事務所情報通信課

03-5253-5758
 098-865-2304

情報通信産業振興地域・特別地区の指定状況

地域・特別地区	対象地域
情報通信産業振興地域 (24市町村)	宜野湾市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、 宮古島市、南城市、本部町、恩納村、金武町、 読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
情報通信産業特別地区 (5市村)	那覇市、浦添市、名護市、宜野座村、うるま市



※スペースの都合上、離島については一部のみ掲載

【参考】経済金融活性化特別地区

概要

沖縄振興特別措置法に基づき、「経済金融活性化特別地区」に立地する金融関連企業や情報通信関連企業等は、税制優遇措置を受けることができます。従来の金融特区の改組に伴い、情報通信関連産業も税制優遇措置の対象となりました。

目指す姿

従来の金融特区を抜本的に改組し、沖縄における経済金融の活性化を図るための多様な産業の集積を促進し、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪として、沖縄の経済金融の活性化へ

経済金融活性化特別地区

- 地区;名護市
- 対象産業;金融関連産業、**情報通信関連産業**、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等

- 優遇措置<①、②、③は選択制>

①所得控除制度(40%控除)

- 【条件】 ①特区内に本店又は主たる事務所を有する法人
②H26.4.10以後に特区内で設立され、10年以内の法人
③特区内で常時使用する**地元従業員が5人以上**

※特区内での雇用が増加するほど税制メリット大
(所得控除額=所得金額×40%×特区内従業員数/全従業員数)
※県知事が対象法人を認定

Point!

- ★知事が設定し、総理が認定した産業が対象に
- ★区域外業務の制限なし
- ★対象産業以外の活動も可能
- ★常時従業員5人以上

- ②投資税額控除(機械装置・器具備品15%、建物等8%)※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品:**100万円超** (建物等は1,000万円超)

- ③特別償却(機械装置・器具備品50%、建物等25%)※特区内の投資が対象。限度額あり。

下限取得価額 機械装置・器具備品:**100万円超** (建物等は1,000万円超)

- ④エンジェル税制の導入

県知事の指定を受けた中小企業の株式取得が対象。要件:**設立後10年、赤字要件無し**

- ⑤そのほか、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例

※各優遇措置等にはそれぞれに要件等が設定されています。



【参考】経済金融活性化特別地区として指定されている地域

地域	対象地域
経済金融活性化特別地区	名護市

